

山梨県公報

第二千二百六十九号

平成二十四年

十月十八日

木曜日

目次

告示

- 土地改良区の定款の一部変更の認可……………五八五
- 県営土地改良事業計画の変更……………五八五
- 道路の区域変更(六件)……………五八五
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定……………五八七

公告

- 公共測量の実施(二件)……………五八七
- 公共測量の終了……………五八八
- 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………五八八

教育委員会

- 山梨県立図書館設置及び管理条例の施行期日を定める規則……………五八八
- 山梨県立図書館設置及び管理条例施行規則……………五八八
- 山梨県立図書館運営規則……………五九一
- 山梨県立図書館処務規程の一部を改正する規則……………六〇〇
- 山梨県教育庁組織規則の一部を改正する規則……………六〇〇
- 山梨県教育庁行政文書管理規程の一部を改正する訓令……………六〇〇

公安委員会

- 落札者等の決定について……………六〇〇
- 随意契約の相手方の決定について……………六〇一

告示

山梨県告示第三百六十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、平成二十四年十月一日明野茅ヶ岳土地改良区の定款の一部変更を認可した。

平成二十四年十月十八日

山梨県知事 横内正明

山梨県告示第三百六十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業(畑地帯総合整備事業中条地区)の計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し出ることができる。

平成二十四年十月十八日

山梨県知事 横内正明

山梨県知事 横内正明

- 一 縦覧書類
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間
平成二十四年十月十九日から同年十一月十五日まで
- 三 縦覧場所
斐崎市役所
- 四 異議申出期間
平成二十四年十一月十六日から同年十一月三十日

山梨県告示第三百七十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成二十四年十一月八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月十八日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 笹子停車場線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		旧	新		
大月市笹子町黒野田字安成一三五三番の一地先から 大月市笹子町黒野田字安成官有無番地先まで	旧	五・〇	六・〇	八・一	五二・〇
	新	五・〇	六・〇		

一六・一

山梨県告示第三百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成二十四年十一月八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月十八日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 内船停車場線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
南巨摩郡南部町内船字船戸富士川左岸堤防敷地先から南巨摩郡南部町内船字船戸官有無番地先まで	七・四 一六・八	一〇・五 一六・九		一六一・〇

山梨県告示第三百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成二十四年十一月八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月十八日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 富士川身延線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
南巨摩郡南部町内船字船戸富士川左岸堤防敷地先から南巨摩郡南部町内船字船久保三七五〇番の一地先まで	七・四 一四・七	八・〇 一八・七		二二四・〇

山梨県告示第三百七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成二十四年十一月八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月十八日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 粟倉飯富線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
南巨摩郡身延町粟倉字蟹沢八一七番の四地先から南巨摩郡身延町遅沢字塩沢三三四六番の二地先まで	六・〇 二五・六	六・〇 六五・七		一七一・九

山梨県告示第三百七十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成二十四年十一月八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月十八日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 南アルプス公園線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
南巨摩郡身延町粟倉字蟹沢官有無番地先から 南巨摩郡身延町粟倉字蟹沢早川右岸堤防敷地先まで	三六・七 四四・九	三六・七 四二・九	一八・四	一八・四

山梨県告示第三百七十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十四年十一月八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月十八日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲斐常葉停車場線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
南巨摩郡身延町常葉字林際二六三八番地先から	八・五	一七・〇		

南巨摩郡身延町常葉字林際二五一九番の六地先まで		
新	八・五 一三・〇	一七・〇

山梨県告示第三百七十六号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。

平成二十四年十月十八日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区 間
県道	甲斐中央線	甲斐市大下条字御岳田九六八番の一七地先から 甲斐市大下条字泉尻五四四番の四地先まで

公 告

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、平成二十四年九月二十四日付けで山梨県から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成二十四年十月十八日

山梨県知事 横内正明

- 一 作業種類 一級水準測量（地盤沈下量の観測）
- 二 作業期間 平成二十四年十一月一日から平成二十五年三月三十一日まで
- 三 作業地域 甲府市、甲斐市、笛吹市、中央市及び昭和町

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、平成二十四年十月一日付けで甲府河川国道事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成二十四年十月十八日

- 一 作業種類 公共測量（平成二十四年度富士北麓測量）
- 二 作業期間 平成二十四年五月二十一日から平成二十四年十月三十一日まで
- 三 作業地域 富士吉田市及び南都留郡山中湖村

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、平成二十四年十月一日付けで葦崎市から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成二十四年十月十八日

- 一 作業種類 公共測量 数値地形図データ作成 山梨県知事 横内正明
- 二 作業期間 平成二十四年五月一日から平成二十四年九月二十八日まで
- 三 作業地域 葦崎市の一部

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成二十四年十月十八日

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 山梨県知事 横内正明
 中央市成島字下田二二三五の三、二二三五の四、二二三五の五、二二三五の六、二二三五の七、二二三五の八、二二三五の九、二二三五の一〇、二二二二六の四、二二二二六の一、二二二二六の二、二二二二六の三の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び中央市役所に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲斐市篠原四千百八十番地一 株式会社泰栄企画 代表取締役 丸山 泰章

教育委員会

山梨県教育委員会規則第九号

山梨県立図書館設置及び管理条例の施行期日を定める規則を次のように定める。
 平成二十四年十月十八日

山梨県教育委員会

委員長 小林 久

山梨県立図書館設置及び管理条例の施行期日を定める規則

山梨県立図書館設置及び管理条例（平成二十三年山梨県条例第四十九号）の施行期日は、平成二十四年十一月一日とする。

山梨県教育委員会規則第十号

山梨県立図書館設置及び管理条例施行規則を次のように定める。
 平成二十四年十月十八日

山梨県教育委員会

委員長 小林 久

（趣旨）
 山梨県立図書館設置及び管理条例施行規則

第一条 この規則は、山梨県立図書館設置及び管理条例（平成二十三年山梨県条例第四十九号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（指定管理者の指定の申請）
 第二条 条例第八条第一項の規定による山梨県立図書館（以下「図書館」という。）の指定管理者の指定の申請は、指定管理者指定申請書（別記様式）に、次に掲げる書類を添付して提出することにより行わなければならない。

- 一 事業計画書
- 二 収支計画書
- 三 実施体制を記載した書類
- 四 団体の概要を記載した書類
- 五 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの
- 六 法人の登記事項証明書（法人の場合に限る。）
- 七 教育委員会が指定する事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの
- 八 前各号に掲げるもののほか、条例第八条第二項各号に掲げる基準による指定管理者の選定のため教育委員会が必要と認める書類

(利用料金の減額又は免除)

第三条 条例第十五条の規則で定める場合は次に掲げる場合とし、減額し、又は免除することができる額は当該各号に定める額とする。

- 一 図書館が、講演会、講習会その他の催しを実施するため、条例第四条第二号に規定するイベントスペース等を利用する場合 利用料金の全額
- 二 障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条に規定する障害者及びその介護を行う者が、図書館を利用するため、駐車場を利用する場合 利用料金の全額
- 三 館長が承認した者が、図書館の実施する講演会、講習会その他の催しに出席し、又は参加するため、駐車場を利用する場合 利用料金の全額
- 四 館長が承認した者が、図書館のボランティア活動に従事するため、駐車場を利用する場合 利用料金の全額
- 五 公立図書館(図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する公立図書館をい、図書館を除く。)又は大学の附属図書館(同法第五条第一項第三号に規定する大学の附属図書館をい。)の職員、学校図書館(学校図書館法(昭和二十八年法律第百八十五号)第二条に規定する学校図書館をい。)の職員、専修学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第百二十四条に規定する専修学校をい。)に附属する図書室の職員、教育委員会若しくは市町村教育委員会又は教育委員会若しくは市町村教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員(図書館の職員及び学校図書館の職員を除く。)及び私立学校(私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第二条第三項に規定する私立学校をい、学校教育法第一条に規定する大学及び高等専門学校を除く。)の職員(学校図書館の職員を除く。)並びに保育所(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十条第一項に規定する保育所をい。)の職員が、図書館の業務に関して打合せをするため、駐車場を利用する場合 利用料金の全額

- 六 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第三十九条第一項に規定する緊急自動車を運転する者が、その職務を行うため、駐車場を利用する場合 利用料金の全額
- 七 館長が承認した者が、物品等を図書館へ搬入し、又は図書館から搬出するため、駐車場を利用する場合 利用料金の全額
- 八 図書館の公用車を駐車場に駐車する場合 利用料金の全額

2 前項第二号に該当する場合において、利用料金の免除を受けようとする者は、同項第二号に該当することを証する書類を館長に提示するものとする。

(館長への委任)

第四条 教育委員会は、館長に次の事項を委任する。

- 一 条例第九条第二項ただし書の規定によるイベントスペース等の休業日の変更の承

認に關すること。

二 条例第九条第三項ただし書の規定による駐車場の休業日の設置の承認に關すること。

三 条例第十条第四項の規定によるイベントスペース等又は駐車場の利用時間の変更の承認に關すること。

(補則)

第五条 この規則の定めるもののほか、図書館の管理に關し必要な事項は、館長が定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十四年十一月一日から施行する。

(規則の廃止)

2 山梨県立図書館設置及び管理条例附則第二項の規定による山梨県立図書館の指定管理者の指定の手續に關する規則(平成二十三年教育委員会規則第十一号)は、廃止する。

別記様式（第2条関係）

年 月 日

山梨県教育委員会 殿

（申請者）

主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

連絡先

担当者氏名

電話番号

FAX

e-mail

指定管理者指定申請書

山梨県立図書館の指定管理者の指定を受けたいので、山梨県立図書館設置及び管理条例第8条第1項の規定により、必要書類を添付のうえ申請します。

山梨県教育委員会規則第十一号

山梨県立図書館運営規則を次のように定める。

平成二十四年十月十八日

山梨県教育委員会

委員長 小林 久

山梨県立図書館運営規則

山梨県立図書館運営規則（昭和四十五年山梨県教育委員会規則第十号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、山梨県立図書館（以下「図書館」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（利用の方法）

第二条 この規則による図書館の利用方法は、閲覧、調査相談、複製及び貸出とする。（入館の制限）

第三条 館長は、図書館を利用する者が次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- 一 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
- 二 図書館の施設、設備器具又は図書館資料（図書館内に備え置かれた図書、逐次刊行物、視聴覚資料その他の資料をいう。以下同じ。）を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- 三 前二号に掲げる場合のほか、管理上支障があると認められるとき。

（損害の賠償）

第四条 利用中の図書館資料を汚損し、損傷し、又は亡失した者は、館長に対し速やかに図書館資料汚損・損傷・亡失届（第一号様式）を提出しなければならない。

2 図書館資料を汚損し、損傷し又は亡失した者及び返却しなかった者は、現品又は館長が指定する現品と同程度の資料の提供によって、これらのことにより生じた損害を賠償しなければならない。ただし、その汚損等がやむを得ない理由によるものと館長が認めるときは、この限りでない。

（閲覧）

第五条 図書館資料は、図書館内の所定の場所において閲覧することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる図書館資料は、閲覧を制限するものとする。

- 一 劣化が著しい図書館資料
 - 二 その他館長が、閲覧させることを不相当と認める図書館資料
- （サイレントルーム等の利用）

第六条 サイレントルーム、読書サービス室、マイクロフィルム閲覧室、視聴覚ブース又はパソコン席を利用しようとする者は、館長の許可を得なければならない。

（調査相談）

第七条 図書館を利用しようとする者は、教養、調査研究、レクリエーション等に関する資料等について、図書館に調査相談を求めることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項のうち専門的判断を伴うものについては、調査相談を受けることができない。

- 一 古書、古文書及び美術品の鑑定並びに市場価格の調査
- 二 人生相談又は身上相談
- 三 法律相談、医療相談又は健康相談
- 四 その他館長が、不相当と認める事項

3 第一項の規定による調査相談は、口頭、電話、郵便、電子メール等の方法により、行うことができる。

（複製）

第八条 図書館資料の複製物の提供を受けようとする者は、館長に対し、複製申込書（第二号様式）を提出しなければならない。

2 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十一条第一項第一号の規定にかかわらず、次に掲げる図書館資料の複製物は提供しない。

- 一 取得の条件として複製物の提供の禁止が定められている図書館資料
- 二 その他館長が、複製物を提供することを不相当と認める図書館資料

（個人貸出）

第九条 県内に居住し、通勤し、若しくは通学する者及び館長が特に認める者は、図書館資料の貸出を受けることができる。

2 図書館資料の貸出を受けようとする者は、館長に対し、あらかじめ図書館利用者登録申込書（第三号様式）を提出し、図書館利用カード（第四号様式）の交付を受けなければならない。

3 図書館資料の貸出を受けようとする者は、貸出を受ける際に図書館利用カードを提示しなければならない。

4 図書館利用カードは、他人に貸与してはならない。

5 図書館利用カードの紛失、損傷又は記載事項の変更があつた場合には、館長に対し、速やかに図書館利用カード紛失・損傷・変更届（第五号様式）を届け出なければならない。

（団体貸出）

第十条 県内の官公署、学校及び館長が特に認める団体は、図書館資料の貸出を受ける

ことができる。

2 図書館資料の貸出を受けよとする団体は、団体登録申込書（第六号様式）により利用者登録をし、貸出を受ける際には、館長に対し、団体貸出申込書（第七号様式）を提出しなければならない。

（貸出禁止）

第十一条 次に掲げる図書館資料は、貸出をしないものとする。

一 禁帯出表示図書

二 貴重書

三 閲覧及び保存用の地域資料

四 官報

五 公報

六 参考書表示図書

七 新聞

八 マイクロフィルム

九 未整理の資料

十 未装ていの資料

十一 雑誌の最新号

十二 その他館長が、貸出を不相当と認めるもの

（貸出の取消し等）

第十二条 館長は、図書館資料の貸出を受けた者が返却期限までに返却しなかったとき若しくは図書館の利用者がこの規則に違反したときは、その者に係る貸出の許可を取り消し、又は貸出期間中にかかわらず、図書館資料の返却を求めることができる。

2 前項の規定による貸出の許可の取消しがあつたときは、当分の間、当該利用者に対して貸出の許可を与えないことができる。

（相互貸借）

第十三条 図書館相互の図書の貸借については、別に館長が定めるところにより、行うものとする。

（寄贈及び寄託）

第十四条 図書館資料として館長が適当と認める資料は、寄贈又は寄託を受けることができる。

2 寄贈の申出のあつたときは、山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号）の規定に基づき、当該申出を受けるものとする。

3 寄託を受けた資料の管理及び利用については、図書館資料と同様の取扱いをするものとする。ただし、その貸出については、寄託者の承認を得なければならない。

4 図書館は、寄託を受けた資料が天災その他の不可抗力により汚損し、損傷し、又は亡失したときは、損害賠償の責めを負わない。

5 資料の寄贈及び寄託に要する経費は、寄贈者及び寄託者の負担とする。ただし、図書館でその一部又は全部を負担することができる。

（入館者の遵守事項）

第十五条 図書館に入館した者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 火災、盗難その他の事故の防止に努めること。

二 敷地内において喫煙し、又は館長が別に定める場所以外の場所において飲食しないこと。

三 係員の指示に従うこと。

四 その他館長が、必要と認め指示した事項

（補則）

第十六条 この規則に定めるもののほか、図書館の運営に関し必要な事項は、館長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十四年十一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則は施行前にこの規則による改正前の山梨県立図書館運営規則の規定によりした図書館利用カードの交付は、この規則の相当する規定によりした図書館利用カードの交付とみなす。

第1号様式(第4条関係)

図書館資料汚損・損傷・亡失届

年 月 日

山梨県立図書館長 殿

届出者名	印
住所	〒
電話番号	
団体名	
代表者名	印

次のとおり、図書館資料を(汚損・損傷・亡失)しましたので、届け出ます。

	資料名	編著者名	出版社	定価	登録番号
汚損・損傷・亡失資料					
資料貸出等年月日	年 月 日				
汚損・損傷・亡失の理由及び内容					
賠償方法	<input type="checkbox"/> 現品 <input type="checkbox"/> その他()				
	資料名	編著者名	出版社	定価	登録番号

※「山梨県個人情報保護条例」及び当館の「個人情報保護の方針」に基づき、個人情報は適切に取り扱います。

職員記入欄

備考		受付者	確認者

複製申込書

年 月 日

山梨県立図書館長 殿

氏 名	
住 所	〒

次のとおり、図書館資料の複製を申し込みます。
 なお、この資料複製は次の目的のみに使用し、複製によって生ずる著作権等の問題については、私はその責任を負います。

複製目的		
資料名	登録番号 (バーコードナンバー)	複製箇所 (ページ番号等)

職員記入欄

電子式複写	白黒	枚	円	計	枚	確認
	カラー	枚	円		円	
マイクロプリンタ		枚	円			確認
写 真		枚				確認
そ の 他		枚	円			確認

※「山梨県個人情報保護条例」及び当館の「個人情報保護の方針」に基づき、個人情報は適切に取り扱います。

第3号様式（第9条関係）

図書館利用者登録申込書

山梨県立図書館長 殿

年 月 日

図書館利用者登録及び利用カードの発行の許可を受けたいので、次のとおり申し込みます。
 なお、利用に際しては、貴館の諸規定を守り、係員の指示に従います。

利用者番号 (住基カード番号)	()										
フリガナ 氏名											
生年月日	大正・昭和・平成			年		月		日		性別	男・女
住所	〒										
電話番号	自宅					携帯電話					
勤務先又は通学先	電話番号										
その他の連絡先	〒										
	電話番号										
フリガナ 保護者氏名											

<記入・提出上の注意>

- 1 ポールペンで申込年月日及び太枠内のみ記入してください。
 - 2 氏名、生年月日及び住所等が確認できる証明書等を提示してください。
 - 3 未成年又は学生の方は、保護者名を記入してください。
 - 4 山梨県内に通勤又は通学している方は、勤務先又は通学先を記入してください。
 - 5 必要な場合は、その他の連絡先に下宿先又は帰省先を記入してください。
- ※「山梨県個人情報保護条例」及び当館の「個人情報保護の方針」に基づき、個人情報は適切に取り扱います。

職員記入欄

身分・住所確認 ①運転免許証 ②健康保険証 ③身分証明書 ④学生証 ⑤その他

備考	証明種別	受付者	確認者

図書館利用カード



山梨県立
図書館

YAMANASHI
PREFECTURAL
LIBRARY

利用者氏名

利用者番号(バーコード)

裏面

- ・図書館のサービスを利用する時には、このカードが必要となります。
- ・住所、電話番号などの変更の際には、お知らせください。

☆開館時間	閲覧エリア	平日	午前9時～午後8時
		祝日・土日	午前9時～午後7時
	交流エリア		午前9時～午後9時
☆休館日	閲覧エリア	月曜日、年末年始等	
	交流エリア	年末年始等	

山梨県立図書館(かいぶらり)

〒400-0024 山梨県甲府市北口2丁目8番1号
 TEL 055-255-1040(代表) 255-1041(施設予約)
 FAX 055-255-1042
 URL <http://www.lib.pref.yamanashi.jp/>



第5号様式(第9条関係)

図書館利用カード紛失・損傷・変更届

年 月 日

山梨県立図書館長 殿

氏 名	
旧利用者番号	

図書館利用カードを
 1 紛失
 2 損傷
 3 内容変更
 ※いずれかに○
 したので、次のとおり届け出ます。

新利用者番号											
フリガナ氏名											
生年月日	大正・昭和・平成			年	月	日	性別	男・女			
住所	〒										
電話番号	自宅					携帯電話					
勤務先又は通学先	電話番号										
その他の連絡先	〒 電話番号										
フリガナ保護者氏名											
紛失・損傷理由											
紛失・損傷場所						紛失・損傷時期					

<記入・提出上の注意>

- 1 変更の場合は、届出年月日及び変更箇所のみボールペンで記入し、変更した事項が確認できる証明書等を提示してください。
 - 2 紛失又は損傷の場合は、届出年月日及び太枠内にボールペンで記入し、氏名、生年月日及び住所等が確認できる証明書等を提示してください。
 - 3 未成年又は学生の方は、保護者名を記入してください。
 - 4 山梨県内に通勤又は通学している方は、勤務先又は通学先を記入してください。
 - 5 必要な場合は、その他の連絡先に下宿先又は帰省先を記入してください。
- ※「山梨県個人情報保護条例」及び当館の「個人情報保護の方針」に基づき、個人情報は適切に取り扱います。

職員記入欄

身分・住所確認 ①運転免許証 ②健康保険証 ③身分証明書 ④学生証 ⑤その他

備考		証明種別	受付者	確認者

団体登録申込書

年 月 日

山梨県立図書館長 殿

団体登録の許可を受けたいので、次のとおり申し込みます。

なお、利用に際しては、貴館の諸規定を守り、係員の指示に従います。

利用者番号									
フリガナ 団体名									
活動目的									
活動開始年					年	人数		名	
団体連絡先	〒 電話番号								
フリガナ 代表者氏名									
フリガナ 担当者氏名									
担当者連絡先	〒 電話番号								

<記入・提出上の注意>

- 1 ポールペンで申込年月日及び太枠内のみ記入してください。
 - 2 団体名及び団体連絡先等が確認できる書類等、担当者名氏名及び担当者連絡先を確認できる証明書等を提示してください。
 - 3 担当者連絡先が団体連絡先と同じ場合は、「団体連絡先と同じ」と記入してください。
- ※「山梨県個人情報保護条例」及び当館の「個人情報保護の方針」に基づき、個人情報は適切に取り扱います。

職員記入欄

- 団体確認 ①規約 ②各種名簿 ③電話帳 ④その他
 身分・住所確認 ①運転免許証 ②健康保険証 ③身分証明書 ④学生証 ⑤利用カード ⑥その他

備 考		団体確認	担当確認	受付者	確認者

第7号様式（第10条関係）

団体貸出申込書

年 月 日

山梨県立図書館長 殿

団 体 名	
利用者番号	
所 在 地	〒 電話番号
代 表 者 名	
申 込 者 名	
連 絡 先	

貴館の諸規程を守りますので、次のとおり図書館資料の利用を申し込みます。

利用目的					
貸出期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()				
資 料 名		資料名	請求記号	登録番号	冊数
	図書等				他 冊
	視聴覚資料				
	子ども読書支援資料				

<記入・提出上の注意>

1 ポールペンで申込年月日及び太枠内のみ記入してください。

2 山梨県立図書館の利用登録を行っていない場合は、別途申込が必要です。

※「山梨県個人情報保護条例」及び当館の「個人情報保護の方針」に基づき、個人情報は適切に取り扱います。

職員記入欄

備 考	受付者	返却日

山梨県教育委員会規則第十二号

山梨県立図書館処務規程の一部を改正する規則を次のように定める。
平成二十四年十月十八日

山梨県教育委員会

委員長 小林 久

山梨県立図書館処務規程の一部を改正する規則

山梨県立図書館処務規程（昭和五十五年山梨県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「山梨県立図書館設置条例（昭和二十五年山梨県条例第五十七号）第六条の規程に基づき、」を削る。

第七条第一項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を第四号とし、同条第一項第二号の次に次の一号を加える。

三 山梨県立図書館設置及び管理条例（平成二十三年山梨県条例第四十九号。以下この号において「条例」という。）の規定による次の事項

イ 条例第九条第二項ただし書の規定によるイベントスペース等の休業日の変更の承認に関する事

ロ 条例第九条第三項ただし書の規定による駐車場の休業日の設置の承認に関する事

ハ 条例第十条第四項の規定によるイベントスペース等又は駐車場の利用時間の変更の承認に関する事

附則

この規則は、平成二十四年十一月一日から施行する。

山梨県教育委員会規則第十三号

山梨県教育庁組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成二十四年十月十八日

山梨県教育委員会

委員長 小林 久

山梨県教育庁組織規則の一部を改正する規則

山梨県教育庁組織規則（昭和六十年山梨県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第四条の二の表社会教育課の項を削る。

第十三条の二を削り、第十三条の三を第十三条の二とする。

附則

この規則は、平成二十四年十一月一日から施行する。

山梨県教育委員会訓令第四号

山梨県教育庁行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十四年十月十八日

山梨県教育委員会

委員長 小林 久

山梨県教育庁行政文書管理規程の一部を改正する訓令

山梨県教育庁行政文書管理規程（平成十八年山梨県教育委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の表中 「新図書館建設室」

全国高校総体推進室

全国高校総体推進室

附則

この規則は、平成二十四年十一月一日から施行する。

公安委員会

● 落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。
平成二十四年十月十八日

山梨県警察本部長 真 家 悟

一 落札に係る借入物品等の名称及び数量

二 運動シミュレータシステム 一式

三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

四 山梨県警察本部交通部運輸免許課 山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地

五 落札者を決定した日

六 平成二十四年九月二十七日

七 落札者の氏名及び住所

八 日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋二丁目十五番十二号

九 落札金額

十 千七百九十一万七千二百円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日

平成二十四年八月十六日

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十四年十月十八日

山梨県警察本部長

真 家

悟

一 随意契約に係る借入物品等の名称及び数量

運転免許ファイリング県間通信装置 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県警察本部交通部運転免許課 山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地

三 随意契約の相手方を決定した日

平成二十四年九月二十七日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所

I B J L 東芝リース株式会社 東京都品川区大崎三丁目六番六号

五 契約金額

四千二百二十七千三百円

六 随意契約によることとした理由

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第八号の規定による。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番